

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成30年8月27日

**【会社名】** 株式会社キャピタル・アセット・プランニング

**【英訳名】** Capital Asset Planning, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 北山 雅一

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区堂島二丁目4番27号

**【電話番号】** 06-4796-5666(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 財務経理部長 青木 浩一

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市北区堂島二丁目4番27号

**【電話番号】** 06-4796-5666(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 財務経理部長 青木 浩一

**【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集(売出)金額】**

一般募集	1,320,033,000円
引受人の買取引受による売出し	190,944,000円
オーバーアロットメントによる売出し	238,680,000円

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

**【安定操作に関する事項】**

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	220,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年8月27日(月)開催の取締役会決議によります。
2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から37,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
4. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

平成30年9月4日(火)から平成30年9月7日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	220,000株	1,320,033,000	660,016,500
計(総発行株式)	220,000株	1,320,033,000	660,016,500

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値(当日に終 値のない場合は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨 て)を仮条件とし ます。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 平成30年 9月10日(月) 至 平成30年 9月11日(火) (注) 3.	1株につ き発行価 格と同一 の金額	平成30年 9月14日(金)

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成30年 9月 4日(火)から平成30年 9月 7日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www2.cap-net.co.jp/ir/irnews.html)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成30年 9月 3日(月)から平成30年 9月 7日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年 9月 4日(火)から平成30年 9月 7日(金)までを予定しております。

したがって、申込期間は、

発行価格等決定日が平成30年 9月 4日(火)の場合、「自 平成30年 9月 5日(水) 至 平成30年 9月 6日(木)」

発行価格等決定日が平成30年 9月 5日(水)の場合、「自 平成30年 9月 6日(木) 至 平成30年 9月 7日(金)」

発行価格等決定日が平成30年 9月 6日(木)の場合、「自 平成30年 9月 7日(金) 至 平成30年 9月 10日(月)」

発行価格等決定日が平成30年 9月 7日(金)の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、平成30年 9月18日(火)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 船場中央支店	大阪市中央区久太郎町二丁目1番30号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	191,400株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	13,200株	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	6,600株	
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	3,300株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,300株	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,200株	
計		220,000株	

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,320,033,000	15,000,000	1,305,033,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,305,033,000円については、423,000,000円を平成31年9月末までに外注費の増加対応及びシステム技術者等の採用費に、150,000,000円を平成33年9月末までに研究開発資金に、400,000,000円を平成32年1月末までに大阪本社機能拡張のための設備投資資金に、残額が生じた場合には平成31年9月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

外注費の増加対応及びシステム技術者等の採用費について

当社の受託案件に対する現在の生産体制においては、国内・海外の協力会社からの人員の確保が不可欠であり、外注費の増加対応として、323,000,000円の支出を予定しております。また、開発生産体制の一層の強化のため、システム技術者等の採用費として、100,000,000円の支出を予定しております。

研究開発資金について

現在当社が開発中のAPI(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)を介し提供される様々なサービス及び情報をもとに、AI(Artificial Intelligence: 人工知能)を活用した、タックスマネジメントとアセットマネジメントを実現するシステムを、従量制形態で金融機関及び個人資産家向けに提供するための研究開発資金として、75,000,000円の支出を予定しております。また、生命保険業界におけるビッグデータを活用した自動提案、コールセンター自動応答システム及びバックオフィスシステムのオープン言語対応のための研究開発資金として75,000,000円の支出を予定しております。

(注) API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)とは、あるコンピュータプログラム(ソフトウェア)の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約。

大阪本社機能拡張のための設備投資資金について

当社の開発製造能力の強化を目的とした本社移転を伴う大阪本社機能拡張のための設備投資資金として、400,000,000円の支出を予定しております。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書(第29期)」の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載した当社の設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (大阪市北区)	本社機能 システム開発施設	400,000		増資資金、自己資金 及び借入金 (注)2.	平成31年 9月	平成32年 1月	床面積 1,800㎡
本社 (大阪市北区)	本社増床 システム開発施設	50,000		自己資金及び借入金	平成33年 4月	平成33年 9月	床面積 430㎡
東京事務所 (東京都港区)	東京事務所増床 システム開発施設	50,000		自己資金及び借入金	平成32年 4月	平成32年 9月	床面積 430㎡

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金で不足が生じた場合は、自己資金及び借入金をもって充当する予定です。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年9月4日(火)から平成30年9月7日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	30,000株	190,944,000	大阪府茨木市 洪 竣 8,500株
			兵庫県宝塚市 里見 努 8,500株
			兵庫県西宮市 馬野 功二 8,500株
			大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 堂島アクセスビル4階 SYNTH 合同会社フィンテックマネジメント 4,500株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等 決定日の株 式会社東京 証券取引所 における当 社普通株式 の普通取引 の終値(当 日に終値の ない場合は、その日 に先立つ直 近日の終 値)に 0.90~1.00 を乗じた価 格(1円未 満端数切捨 て)を仮条 件としま す。	未定 (注)1. 2.	自 平成30年 9月10日(月) 至 平成30年 9月11日(火) (注)3.	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融商 品取引業者 の本店及び 全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目9 番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券株式会社  名古屋市中村区名駅四丁目7 番1号 東海東京証券株式会社  東京都中央区日本橋小舟町8 番1号 あかつき証券株式会社  東京都港区六本木一丁目6番 1号 株式会社SBI証券  東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 SMB C日興証券株式会社	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成30年9月4日(火)から平成30年9月7日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www2.cap-net.co.jp/ir/irnews.html)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は、平成30年9月18日(火)であります。  
申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成30年9月3日(月)から平成30年9月7日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年9月4日(火)から平成30年9月7日(金)までを予定しております。

したがって、申込期間は、

発行価格等決定日が平成30年9月4日(火)の場合、「自 平成30年9月5日(水) 至 平成30年9月6日(木)」

発行価格等決定日が平成30年9月5日(水)の場合、「自 平成30年9月6日(木) 至 平成30年9月7日(金)」

発行価格等決定日が平成30年9月6日(木)の場合、「自 平成30年9月7日(金) 至 平成30年9月10日(月)」

発行価格等決定日が平成30年9月7日(金)の場合は上記申込期間のとおり、  
となりますのでご注意ください。

## 4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	26,000株
大和証券株式会社	1,800株
東海東京証券株式会社	900株
あかつき証券株式会社	500株
株式会社SBI証券	500株
SMB C日興証券株式会社	300株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	37,500株	238,680,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から37,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]http://www2.cap-net.co.jp/ir/irnews.html)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成30年8月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年9月10日(月) 至 平成30年9月11日(火) (注) 1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店		

(注) 1. 株式の受渡期日は、平成30年9月18日(火)であります。

売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

## 2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 3. 申込証拠金には、利息をつけません。

## 4. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日(月))現在、株式会社東京証券取引所JASDAQに上場されておりますが、平成30年9月18日(火)に株式会社東京証券取引所市場第二部への市場変更を予定しております。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から37,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、37,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成30年9月18日(火)から平成30年9月26日(水)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成30年9月20日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年9月4日(火)の場合、「平成30年9月7日(金)から平成30年9月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成30年9月5日(水)の場合、「平成30年9月8日(土)から平成30年9月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成30年9月6日(木)の場合、「平成30年9月11日(火)から平成30年9月20日(木)までの間」

発行価格等決定日が平成30年9月7日(金)の場合、「平成30年9月12日(水)から平成30年9月20日(木)までの間」

となります。

### 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である洪竣、里見努、馬野功二及び合同会社フィンテックマネジメント、当社株主である北山雅一及び北山智子並びに本信託(以下に定義する。)における委託者兼受益者である片山侑加、北山敦之及び北山敬子(以下「委託者兼受益者」という。)は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨及び委託者兼受益者は、各々を委託者、株式会社SMB C信託銀行(以下「SMB C信託銀行」という。)を受託者とし、当社株式の管理を目的とする有価証券管理信託(「本信託」という。)における受託者としてのSMB C信託銀行の所有する当社株式についても、SMB C信託銀行に同様の行為を行わせない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- ・裏表紙に当社社名の英訳である **Capital Asset Planning, Inc.** を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - \*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年8月28日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年9月4日から平成30年9月7日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
  - \*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - \*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]<http://www2.cap-net.co.jp/ir/irnews.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- ・表紙の次に、以下に掲げる「1. 事業の概況」から「4. 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

## 1. 事業の概況

平成2年4月の設立以来、当社はIT(Information Technology)とFT(Financial Technology)の統合による、金融リテールビジネスの業務プロセスを最適化し、競争力を強化するためのシステムを開発・提供することを企業ミッションとしております。

このミッションに基づき、当社では金融商品、保険商品の販売に関するビジネスルール及び法令諸規則に適合しながら、金融機関とその顧客にとって有用な情報の提供及び効率的な販売を実現させるRPA(Robotic Process Automation)システムの開発を手がけてきております。

金融ビジネスの遂行に必要なシステムは多岐に渡りますが、当事業は金融機関等の営業担当者及びその管理者、並びにその顧客が直接使用するシステムの開発・提供に特化していることが特徴です。

当社では当該システムを「**フロントエンドシステム**」と称しております。

### 当社が開発・提供する主なシステム

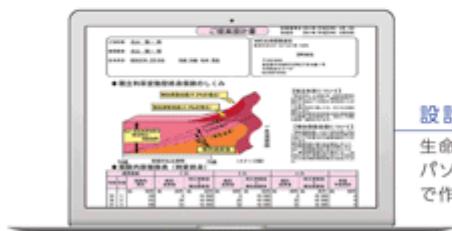


#### ライフプランシステム

個人の生涯資金収支をシミュレーションし、金融商品、保険商品の選択に活用

#### エステートプランシステム

相続税、贈与税をシミュレーションし、相続準備に活用



#### 設計書システム

生命保険の見積書をタブレット型パソコン等のデジタル電子端末上で作成・表示

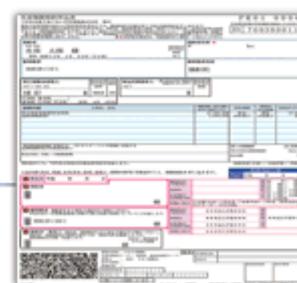
#### 申込書システム

生命保険の申込書をタブレット型パソコン等のデジタル電子端末上で作成・表示



#### 生命保険申込手続時ペーパーレスシステム

上記生命保険の販売に必要なとされる業務を全てペーパーレスで実現し、業務の正確性と効率を向上させるRPAシステム



※上記画像は、各システムのイメージです。

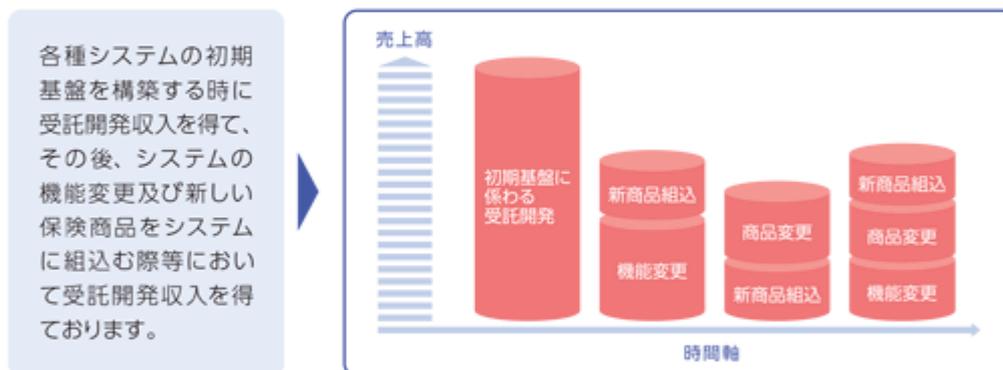
## 2. 事業の内容

当社は主に金融機関、会計事務所、独立系ファイナンシャルプランナー及び独立系プライベートバンカーからシステム開発を受託し、システムの設計・開発・実装、当社が保有するシステムの使用許諾及び保守運用等を実施することにより、対価として主に受託開発収入及び使用許諾収入(保守運用収入含む)を得ております。



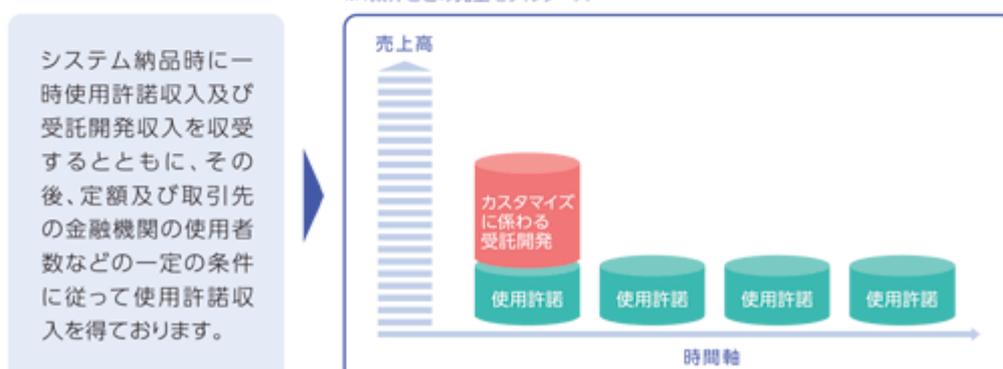
### 収益獲得タイミング① | 顧客の業務プロセスに関わるシステムを開発して提供する場合の売上計上イメージ

※1案件ごとの売上モデルケース



### 収益獲得タイミング② | 使用許諾及び顧客仕様に合わせたシステムを提供する場合の売上計上イメージ

※1案件ごとの売上モデルケース



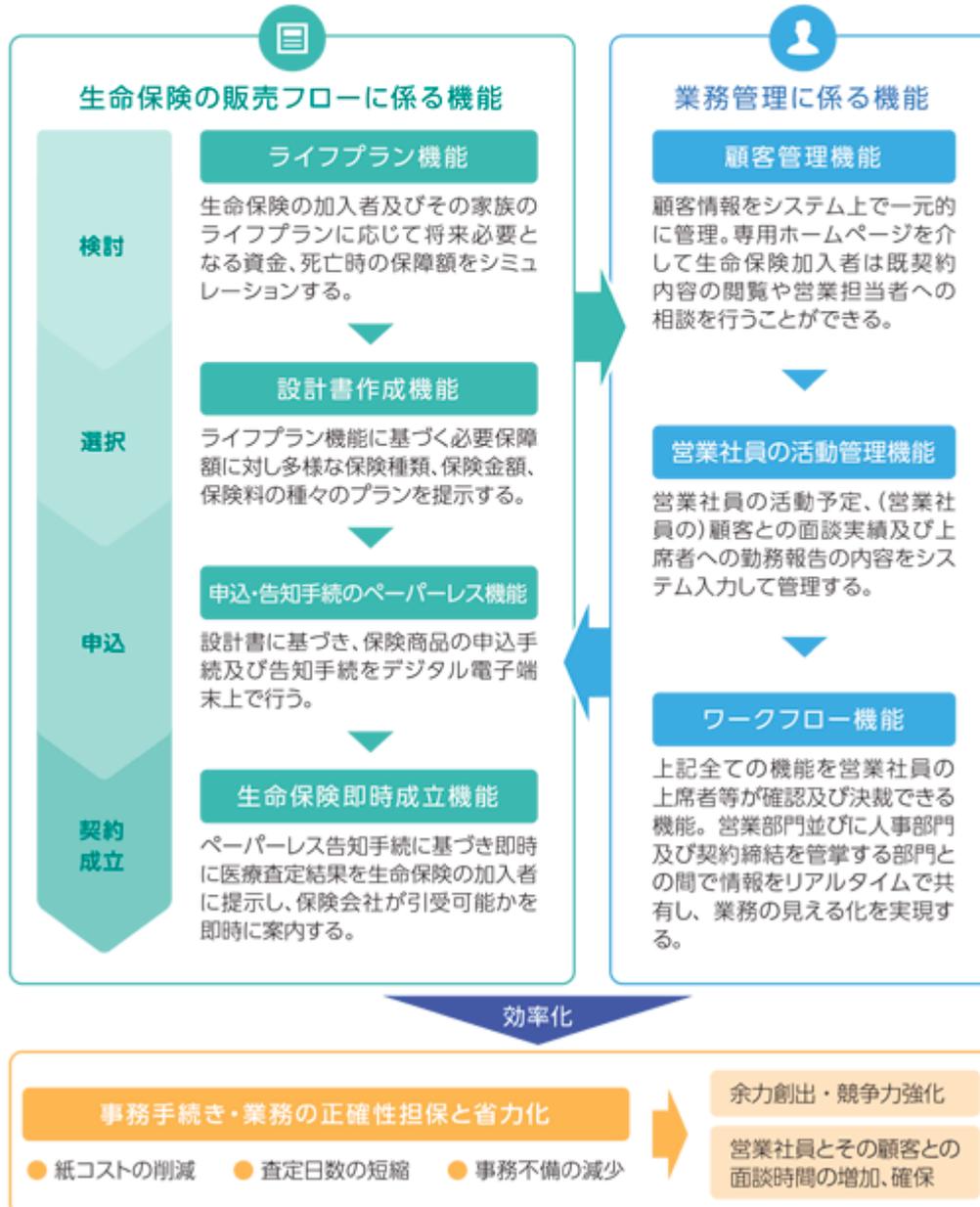
### 3. 事例紹介

#### ① ソニー生命保険に提供したRPAシステム

当社が開発・提供するシステムを複合的に組み合わせることによって、生命保険の販売プロセスを最適化させた RPA システムの事例です。

具体的には、下表に記載の機能をシステム化して同社の販売管理業務に組み入れることにより、生命保険の加入者による商品の「検討」「選択」「申込」「契約成立」及び「(金融機関が行う)購入後のフォロー」等、保険商品の販売において業務の正確性を担保して、業務負担の削減と平準化を実現します。

必要な業務をシステム上で対応できるようにしたほか、同社の生保販売業務の効率化と顧客面談時間等の余力の創出、さらに競争力強化に寄与しました。



### 3. 事例紹介

#### ② Wealth Management Workstation 個人資産管理のRPAシステム

保険商品及び不動産等の資産の時価評価並びに時価評価された資産をベースに最新の税制に対応した相続税納税予想額の算出を可能とするシステムです。

個人の年齢、性別、家族構成、全ての資産及び負債を当システムに登録し、資産全体を「見える化」することで、その個人が保有する資産構成上の配分の問題点及び将来の相続税納税予想額を把握することができます。相続税の納税可能性、財産分割に係わる的確な対応策の検討及び検討すべき保険商品、金融商品の選択を容易なものとする個人資産管理に係わるRPAシステムの事例です。



今後予想される大相続時代において、個人資産の適切な資産配分(アセットアロケーション)、円滑な財産分割案及び相続税の納税準備を提案するシステムです。

### 3. 事例紹介

#### ③ AIを活用した財産分割のためのRPAシステム

高齢者の日本人の大きな課題のひとつが、自分がいま保有する生命保険等の金融資産、不動産や自社株等から成る財産について、いかに適切に分割案を作り、家族争うことなく相続税の納税を済ませるかということです。

一般的に、相続財産の中では不動産が大きな比重を占めておりますが、例えば、後継者である長男に非上場株式及びその他金融資産を分割し、かつ分割を受けた金融資産で相続税の納税を完結したいというような場合、弁護士や税理士といったプロフェッショナルの労力を要することになり、多額の費用も発生するのが通常です。

当社は、AI(Artificial Intelligence:人工知能)のひとつである遺伝的アルゴリズムという手法を用いて、各相続人が分割された金融資産で相続税の納税を完結することが可能な財産分割案を、プロフェッショナルの手を借りずに瞬時に作成するシステムを開発しました。

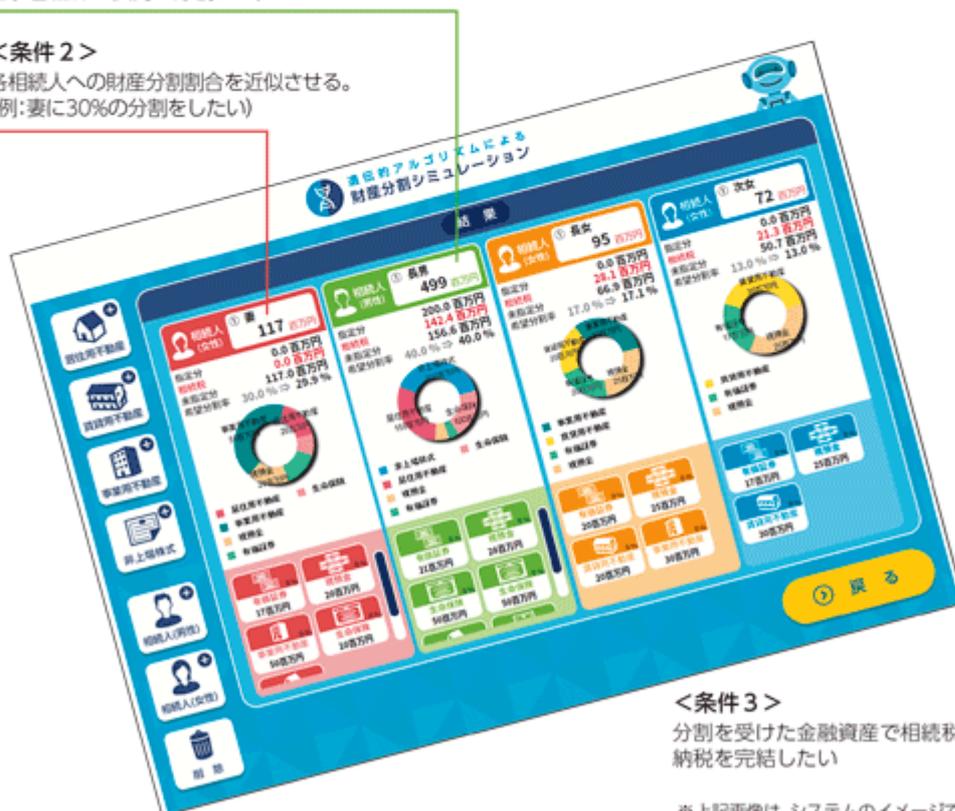
(注) 遺伝的アルゴリズムとは、1975年にミシガン大学のジョン・H・ホランド(John Henry Holland)によって提案されたアルゴリズム(問題を解決するための方法、手順)で、生物の形質遺伝による進化を組合せ、最適化問題における解の進化、すなわち目的関数値を向上させることに利用した解法です。

#### <条件1>

特定の資産は特定の相続人に分割  
(例:自社株は長男に分割する)

#### <条件2>

各相続人への財産分割割合を近似させる。  
(例:妻に30%の分割をしたい)



#### <条件3>

分割を受けた金融資産で相続税の納税を完結したい

※上記画像は、システムのイメージです。

当システムを金融機関や会計事務所に提供するとともに、ダイレクトに個人資産家へ出力サービスを提供しております。

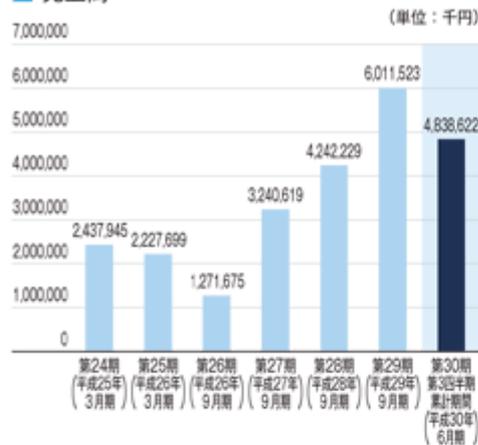
## 4. 業績等の推移

### ●主要な経営指標等の推移

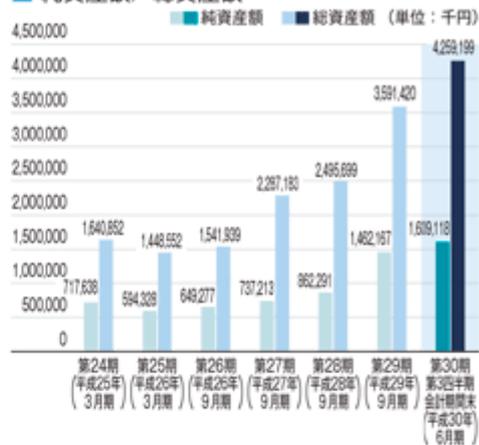
回次		第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期第3四半期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年6月
売上高	(千円)	2,437,945	2,227,699	1,271,675	3,240,619	4,242,229	6,011,523	4,838,622
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	122,700	△106,151	87,991	168,287	249,992	327,016	377,538
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	(千円)	70,766	△108,090	54,920	95,593	150,581	218,363	224,703
持分法を適用した場合の 投資損失(△)	(千円)	—	—	△3,465	—	—	—	—
資本金	(千円)	153,240	153,240	153,240	153,240	153,240	363,320	365,720
発行済株式総数	(株)	2,544.81	2,544.81	2,544.81	2,544.81	1,017,924	2,621,448	2,634,248
純資産額	(千円)	717,638	594,328	649,277	737,213	862,291	1,462,167	1,609,118
総資産額	(千円)	1,640,852	1,448,552	1,541,939	2,287,183	2,495,699	3,591,420	4,259,199
1株当たり純資産額	(円)	352.61	292.02	319.02	362.23	423.69	557.91	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	6,000	—	3,000	10,000	38.00	23.00	—
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(11.00)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は当期純損失 金額(△)	(円)	34.77	△53.11	26.99	46.97	73.99	86.44	85.55
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	84.31	85.31
自己資本比率	(%)	43.7	41.0	42.1	32.2	34.6	40.7	37.6
自己資本利益率	(%)	10.3	—	8.8	13.8	18.8	18.8	—
株債収益率	(倍)	—	—	—	—	—	26.4	—
配当性向	(%)	21.6	—	13.9	26.6	25.7	26.6	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	22,234	29,340	△140,060	△95,037	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	△40,449	△103,049	△214,775	△214,845	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	12,770	497,913	△63,971	729,792	—
現金及び現金同等物の期末 (四半期末)残高	(千円)	—	—	486,284	910,487	491,680	911,589	—
従業員数	(名)	146	149	152	171	201	226	—

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第24期、第25期、第27期、第28期、第29期及び第30期第3四半期の持分法を適用した場合の投資損失については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第24期、第26期、第27期及び第28期においては新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第25期においては新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。なお、当社株式は平成28年10月7日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)へ上場しております。
5. 第25期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株債収益率は、第24期、第25期、第26期、第27期及び第28期においては、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
7. 第24期及び第25期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 第26期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第30期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。なお、第26期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の監査を受けており、第30期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、仰星監査法人の四半期レビューを受けております。ただし、第25期以前の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 平成26年6月27日開催の定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から9月30日に変更いたしました。したがって、第26期は平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月間となっております。
11. 当社は平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株及び、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
12. 当社は、平成28年10月7日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しているため、第29期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額は、新規上場日から平成29年9月末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

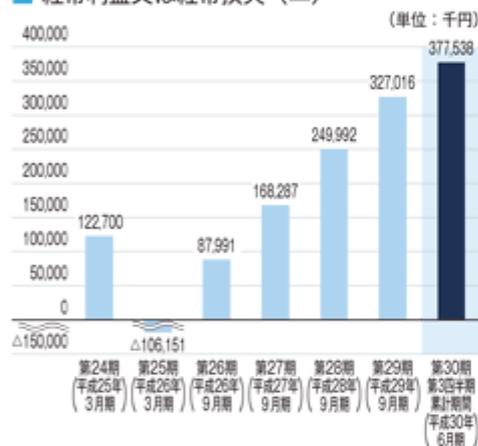
## ■ 売上高



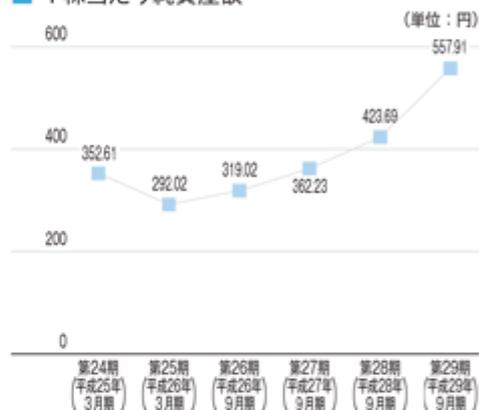
## ■ 純資産額／総資産額



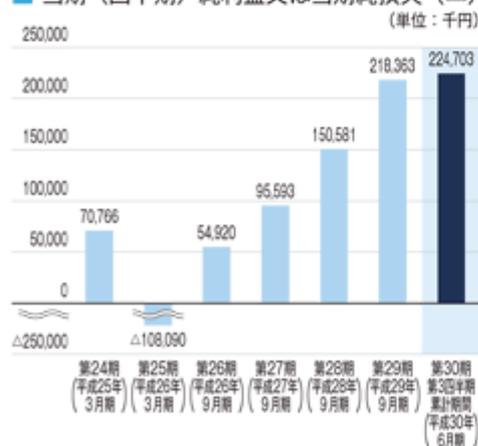
## ■ 経常利益又は経常損失 (△)



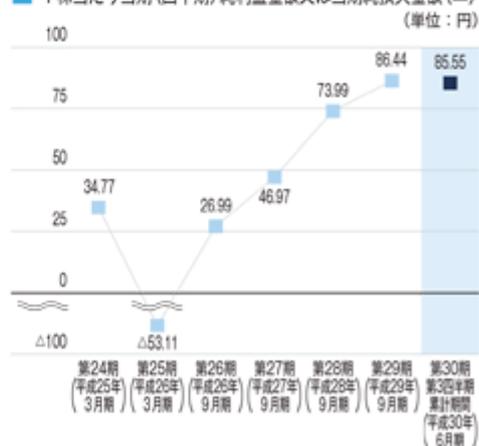
## ■ 1株当たり純資産額



## ■ 当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



## ■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額 (△)



- (注) 1. 第26期は決算期変更により平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月間となっております。  
 2. 当社は平成28年5月27日付で普通株式1株につき400株及び、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

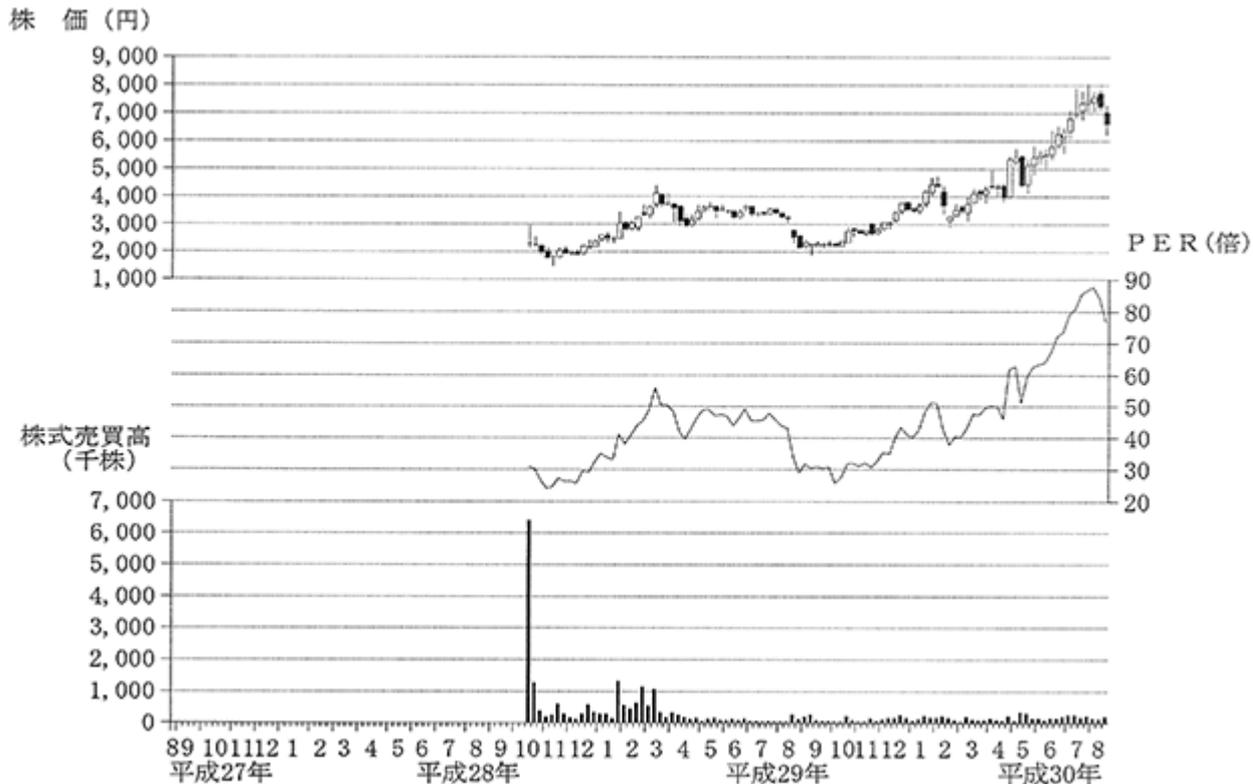
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

## 1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成28年10月7日から平成30年8月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成28年10月7日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高については該当事項はありません。



- (注) 1. 当社は、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますので、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2.乃至4.に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成29年4月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除して得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・週末の終値については、平成29年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除して得た数値を週末の終値としております。
  - ・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。
- 平成28年10月7日から平成29年9月30日については、平成28年9月期有価証券報告書の平成28年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除して得た数値を使用。
- 平成29年10月1日から平成30年8月17日については、平成29年9月期有価証券報告書の平成29年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
4. 株式売買高については、平成29年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じて得た数値を株式売買高としております。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成30年2月27日から平成30年8月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
合同会社フィンテックマネジメント	平成30年5月28日	平成30年6月4日	変更報告書 (注)1.	444,800	16.89
北山 敦之				120,000	4.56
合同会社フィンテックマネジメント		平成30年6月12日	訂正報告書 (注)1.2.	444,800	16.96
北山 敦之				120,000	4.57
合同会社フィンテックマネジメント	平成30年3月1日	平成30年6月12日	変更報告書 (注)1.	444,800	16.94
北山 敦之				120,000	4.57
北山 雅一	平成30年1月12日	平成30年6月12日	変更報告書 (注)3.	249,600	9.52
北山 智子				40,000	1.52
日興アセットマネジメント株式会社	平成30年6月29日	平成30年7月5日	大量保有報告書	131,900	5.01
アセットマネジメントOne株式会社	平成30年7月13日	平成30年7月23日	大量保有報告書	150,200	5.70
アセットマネジメントOne株式会社	平成30年7月31日	平成30年8月7日	変更報告書	208,100	7.90

(注) 1. 合同会社フィンテックマネジメント及び北山敦之は共同保有者であります。

2. 当該訂正報告書は、平成30年6月4日付で提出(報告義務発生日 平成30年5月28日)された変更報告書の記載事項の訂正のために提出されたものであります。

3. 北山雅一及び北山智子は共同保有者であります。

4. 上記大量保有報告書等は関東財務局及び近畿財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)平成29年12月19日近畿財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月13日近畿財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第2四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)平成30年5月15日近畿財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第30期第3四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月13日近畿財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年12月20日に近畿財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月16日に近畿財務局長に提出

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成29年12月21日に近畿財務局長に提出

#### 8 【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成30年5月25日に近畿財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 〇で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### [事業等のリスク]

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる主な事項には、以下の内容が挙げられます。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)現在において当社が判断する主要なものであり、事業等のリスクはこれに限るものではありません。

#### (1) 開発プロジェクトの管理について

当社の受託開発事業は、請負契約による開発案件が中心であります。当該開発業務の性質上、当初の見積以上の作業工数が必要となる場合があります。想定以上の費用負担により開発案件の採算性の悪化が生じる可能性があります。また、開発案件に対する仕様変更等による開発費用の追加発生、開発の遅延等により開発案件の採算性の悪化が生じる可能性もあります。

本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)現在、当社では開発案件の採算性等に十分留意しつつ受注活動を行うほか、プロジェクト審査委員会を設置し、プロジェクトの状態、マネージメント状況を適時に第三者的立場で客観的に確認及び評価することで、進捗遅延等のリスクの顕在化を防止しております。このように案件管理を徹底する方針ですが、開発遅延や仕様変更等により当初の見積以上の作業工数が発生し開発案件の採算性の悪化が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) システムの不具合について

当社は、金融商品の販売等をサポートするためのシステムを開発・提供しておりますが、顧客の検収後にシステムの不具合(いわゆるバグ)等が発見される場合があります。当社におきましては、品質管理の国際標準であるISO9001の認証を取得して、品質管理の徹底を図り、不具合等の発生防止に努めておりますが、それでもなお、製品に不具合等が発見された場合には、補修作業に伴う費用の増加、信用の低下、損害賠償などの要因により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (3) 競合について

当社は、金融リテール市場において、提案・要件定義・基本設計といった上流工程から開発・運用・保守に至る工程までを原則すべて自社で行う「ワンストップ・サービス」を徹底し、他社との差別化を図っております。しかしながら、金融リテール市場において、より高度な技術やノウハウを保有する競合企業が出現し、顧客のニーズをよりの確に捉えたシステムを提供するようになった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 顧客が特定の業界に偏っていることについて

当社は、売上高の大半を国内金融機関、とりわけ生命保険会社に依存しております。そのため、生命保険業界の合併、統合などの金融再編、法令や規制の変更・強化等及び業界のIT投資の動向などの要因により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (5) 特定の販売先への依存度が高いことについて

当社には販売実績の10%を超える販売先が存在しております。当社としましては、これらの主要顧客との取引を維持・継続するために、先端的なシステム開発や技術に係る連携を強化することに加えて、新規顧客の開拓を進め顧客基盤のより一層の拡大等に努めておりますが、主要顧客の営業方針の変更及びシステム投資規模の減少等、何らかの理由により主要顧客との取引が終了ないし大幅に縮小した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 知的所有権について

当社の開発するソフトウェアの著作権等の知的所有権は、当社に帰属し、当社独自のものであると考えております。しかし、当社の認識の範囲外で第三者の知的所有権を侵害したり、逆に第三者が当社の知的所有権を侵害する可能性があります。第三者の知的財産権を侵害した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (7) 業績の季節変動について

当社の主たる事業である受託開発事業は、主要な顧客である生命保険会社等の金融機関のIT投資予算の制約を受けること、近年は生命保険会社の新商品販売時期が10月頃に偏重する傾向にあることから、売上高、営業利益、経常利益とも1月から3月(第2四半期)及び7月から9月(第4四半期)に偏重する傾向があります。

ただし、当事業年度(平成30年9月期)においては、保険業法に規定される標準生命表が11年振りに改定され、生命保険会社の料率改定や新商品の投入が4月に偏重したため、当社の納品が第2四半期に集中することとなり、当第2四半期累計期間の売上高は3,403,244千円(前年同四半期比16.5%増)、営業利益は417,098千円(前年同四半期比259.7%増)、経常利益は417,044千円(前年同四半期比274.6%増)、四半期純利益は256,366千円(前年同四半期比306.5%増)となりました。

また、検収基準で売上高を計上する案件があることから、何らかの理由により検収時期が翌期にずれ込んだ場合には、当期の当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (8) 人材の確保について

当社が新たなサービスを開発、展開していくためには、常に優秀な人材を確保しなければなりません。当社においては、金融商品取引法に準拠したシステムの開発販売及びコンサルティングを行っているため、優秀な人材は不可欠であります。現時点においては必要な人材を確保しておりますが、高度な能力を持つ人材は流動化が進行しており、将来も継続して必要な人材を確保できるかどうかについては不確定であり、十分な人材を確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (9) 情報セキュリティ管理について

当社は顧客の情報システムを構築する過程において、個々の顧客業務内容等の機密情報を入手し得る立場にあることから、個人情報を含めた情報管理のため入退出管理、アクセス可能者の制限、アクセスログ取得等のセキュリティ対策を講じる等、情報管理体制の整備強化に努めており、情報セキュリティマネジメントの国際標準であるISO27001の認証を取得しております。

しかしながら、今後、当社の過失や第三者による不法行為等によって顧客の個人情報や機密情報、当社が保有する個人情報等が外部へ流出した場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## (10) 自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、バックアップサーバーの分散化、定期的バックアップ、稼働状況の監視によるシステムトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、大地震、台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (11) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である北山雅一(以下、同氏といいます。)は、当社の創業者であり、会社設立以来の最高経営責任者であります。経営方針や事業戦略の決定やその実行において重要な役割を果たしております。

当社においては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、同氏が管掌役員を務めるコンサルティング部の新規案件の獲得等に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) ストック・オプションの権利行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、企業価値と役員個々の利益を一体化し、ベクトルの共有や目標の達成等組織における職務の動機付けを向上させることを目的として導入し、今後も資本政策の中で慎重に検討しつつ、継続的に実施してまいりたいと考えております。

本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)の前月末における潜在株式数は36,000株であり、発行済株式総数の1.4%に相当しておりますが、権利行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## (13) 業界全体の動向および法令改正等の状況について

当社の売上高は生命保険会社に大きく依存しております。このため、保険商品の販売動向、新商品の販売数及び保険業法等の生命保険業界に関連する法令の改正等が当社の業績に影響を与える可能性があります。

**第3 【参照書類を縦覧に供している場所】**

株式会社キャピタル・アセット・プランニング 本店

(大阪市北区堂島二丁目4番27号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**第四部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第五部 【特別情報】**

該当事項はありません。